

## 安曇野市荒廃農地解消事業

### (事業概要)

荒廃農地をなくし健全な農地と景観を守るため、10a (1,000 m<sup>2</sup>) あたり 5 万円の補助金を交付します。(1,000 円未満切り捨て)

### (交付条件)

- (1) 申請者が市内に住所を有する農業者である。
- (2) 申請年度内に荒廃農地の解消が見込まれる。
- (3) 解消後 3 年間の耕作を行う。
- (4) 該当農地の所有者ではない。  
(自分の農地の荒廃農地の解消は交付対象になりません)
- (5) 荒廃農地の解消着手前に申請。
- (6) 荒廃農地として確認されている。
- (7) 国や県の荒廃農地解消事業の対象とならない。

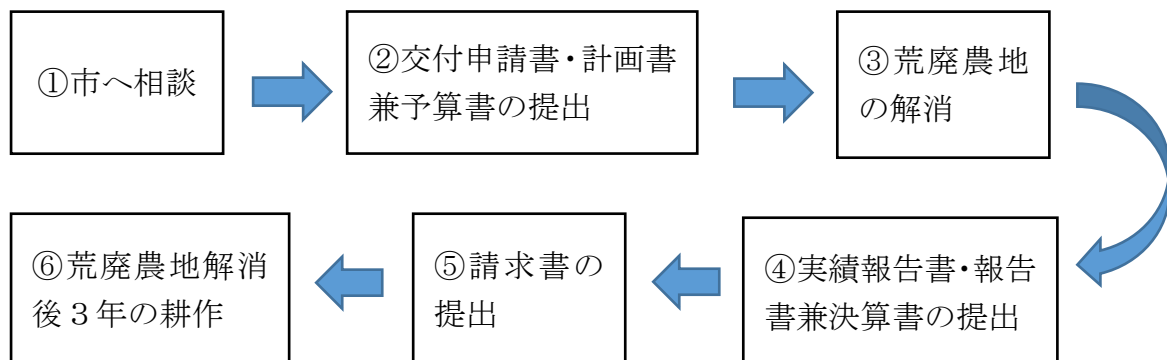
※ (3) (4) の条件のため、賃借権や利用権設定など解消後に 3 年間の耕作を行う手段が必要になります。賃借権や利用権設定を必ず行う必要はありませんが、その場合農地の所有者との覚書など 3 年間の耕作を行うための確証が必要となります。

また、賃借権や利用権設定は解消後の設定でも可能です。利用権設定は農業委員会事務局に相談をお願いします。荒廃農地の解消者と耕作者が別でも構いません。

※ (6) の条件のため、事前に「遊休農地に関する措置の状況調査」や農業委員・推進委員による荒廃農地の確認が必要になります。おおよその目安はトラクターや耕運機のみでの解消が難しいかですが、荒廃農地かどうかの可否は調査員や農業委員等の判断によります。

※市の予算で補助金を交付するため、時期によっては補助金の交付ができない場合があります。

### (申請手続き) 詳細は裏面



(申請の流れ)

①市へ相談

荒廃農地を解消したい場合、市の担当者にご相談ください。

市の担当者がどの農地の解消を行うかの確認や交付条件の確認を行います。

荒廃農地として確認されていない場合、荒廃農地と判断されない(交付対象外)場合や確認されるまで時間がかかる場合があります。

②交付申請書・計画書兼予算書の提出

交付条件を満たしていた場合、市の担当者に「交付申請書」「計画書兼予算書」を提出してください。

後日、市の担当者から「交付決定の通知書」「実績報告書」「報告書兼決算書」「請求書」を送付します。

③荒廃農地の解消

荒廃農地の解消作業をお願いします。

「実績報告書」の提出時に必要になりますので、「荒廃農地の解消経過の写真」の撮影をお願いします。

④実績報告書・報告書兼決算書の提出

荒廃農地の解消後、市の担当者に「実績報告書」「報告書兼決算書」「荒廃農地の解消経過の写真」を提出してください。

後日、市の担当者から「交付確定の通知書」を送付します。

⑤請求書の提出

市の担当者に補助金振り込み用の「請求書」を提出してください。

④の「実績報告書」「報告書兼決算書の提出」と同じタイミングで提出をお願いすることがあります。

「請求書」提出後、「請求書」の指定口座に補助金を振り込みます。

⑥荒廃農地解消後3年の耕作

申請自体は⑤で終わりですが、その後3年間市の担当者が解消後の農地で耕作が行われているか確認を行います。

問い合わせ先

安曇野市役所農政課農村振興担当

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

TEL 0263-71-2429 (直通)